

## 賃貸アパート・駐車場等の事業を営んでいる方へ 【固定資産税(償却資産)申告のお願い】

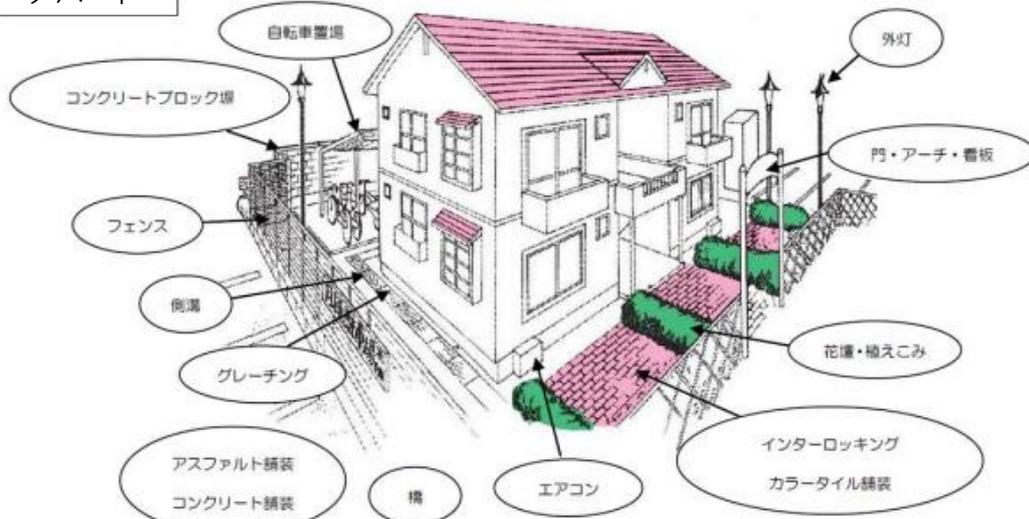
賃貸アパートや駐車場等を所有されている方は、土地・家屋の固定資産税とは別に、償却資産について固定資産税が課税されます。高岡市内に償却資産を所有している方には、毎年1月1日現在の償却資産の所有状況を申告していただくことになっています。

### 償却資産とは

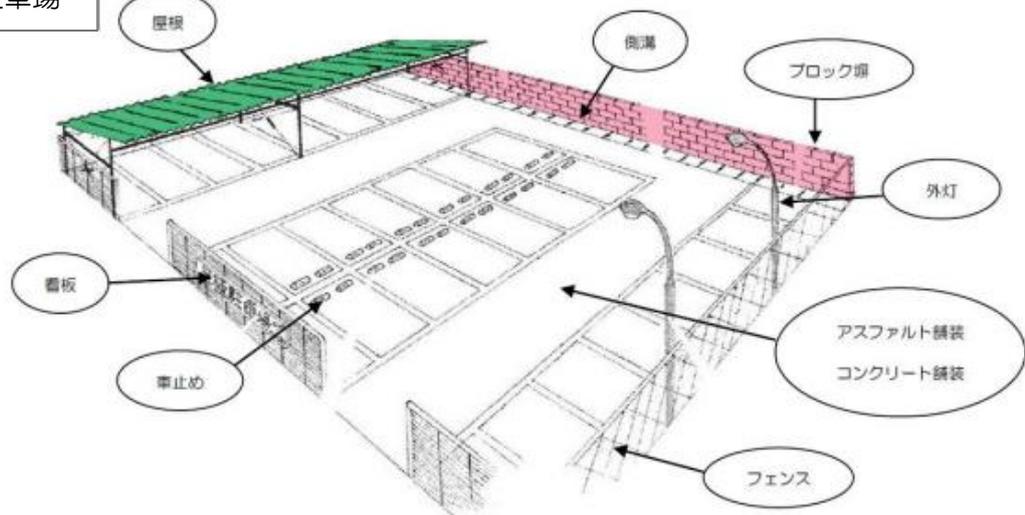
償却資産とは、会社(法人)や個人の方が事業を営むために所有している土地・家屋以外の有形の固定資産で、所得税法または法人税法の所得の計算上、減価償却の対象となる資産をいいます。

#### ▼主な償却資産の例

##### アパート



##### 貸駐車場



▼主な対象資産一覧表

資産の種類	該当資産
構築物	舗装路面、門、塀、緑化施設(植木等)、外構工事、看板(広告塔等)、外灯、消雪用配管設備、フェンス、自転車置場、ごみ置場、物置など
建物附属設備 機械・装置	太陽光発電設備(屋根に架台で設置し発電出力が10kw以上のもの)、受変電設備、電力引込線、屋外給排水管、屋外ガス管など
工具・器具・備品	ルームエアコン(壁掛け)、ガス衣類乾燥機、集合郵便受け、宅配ボックス、館名看板など

※建物附属設備における家屋と償却資産の区分

自己所有家屋に取り付けた建物附属設備は、固定資産税の取扱い上、次のように家屋と償却資産に区分して課税されます。

- ・償却資産とするもの…単に移動を防止する程度に取り付けられたもの又は独立した設備としての性格が強いもの (例:ルームエアコン(壁掛け))
- ・家屋とするもの………家屋と構造上一体となって家屋の効用を高めるもの (例:屋内の電気設備、屋内のガス設備、衛生設備など)

申告について

毎年1月1日現在に、高岡市内に償却資産を所有されている方が納税義務者となります。1月1日現在の償却資産の状況を、**1月31日までに資産税課へ申告をお願いします。**(過去に所得したもので未申告の資産がある場合は、速やかにご申告ください。)

申告書の提出先及びお問い合わせ先

〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号

高岡市総務部資産税課 償却資産係 (高岡本庁舎2階⑩番窓口)

- ・開庁時間 8:30 ~ 17:15 (土・日・休祝日、年末年始12/29~1/3は除く)
- ・電話 0766-20-1266 (直通) ※各支所では受け付けておりません。

※償却資産についての詳しい内容は「償却資産(固定資産税)申告の手引き」をご覧ください。



◀ 高岡市公式HPでご確認いただけます。